

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和元年五月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年一月二十九日奈良県指令中土第五一―一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十一年四月十九日中土第七一―一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市新賀町三〇七番一及び三〇七番二の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市新賀町三八六番地

清水康善